

が存在するところであり、これらの解消については、国庫補助を活用するなどして、施設の改修や新たな施設の整備など、早急な対応を図られたい。

④ 国庫補助金の適正な執行について

先般、ある自治体において、放課後児童クラブにかかる補助金の執行が適正に行われていなかったことが判明し、国庫補助金の全額返還を行ったところである。具体的には、①市が運営委託を行っていた民間のクラブの運営主体に実態が無く、個人が実際の運営管理を行っていた、②留守家庭児童かどうかの確認を取らず、任意に入所させた児童の数をもって補助金額を算定していた、③収入支出簿等の帳簿類が存在せず、クラブ運営に係る収支の確認ができない状態であったことなど、不適切な運営が行われていたものである。

放課後児童クラブに係る補助金の交付にあたっては、その実情を確認するなど、運営状況を十分に把握し、適正な執行が行われるよう、あらためて管内市町村への指導を図られたい。

(3) 放課後児童クラブガイドラインについて

平成19年10月に、放課後児童クラブの運営に係る基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を策定したところである。

厚生労働省においては、放課後児童クラブの実施状況調査において、今年度より、ガイドラインの内容に係る設問を新たに加え、クラブの状況を把握したところである。

市町村におけるガイドラインの策定状況については、「国のガイドラインを活用している」と回答した市町村が全体の約半数に上っていたが、一方で、「対応無し」と回答した市町村も約16%あった。また、ガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況については、「点検・確認有り」と回答した市町村は、全体の約63%に止まっており、ガイドラインに沿った適切な設備等の確保、運営がなされているとは言い難い状況であった。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質的向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知を図っていただくようお願いしたい。

また、ガイドラインを踏まえた取組や各クラブの事業内容については、クラブ利用者または住民に広く周知されることが重要である。規制改革会議の第2次答申においても、各クラブの運営内容がガイドラインの項